

相続・事業承継設計

9. 事業承継設計

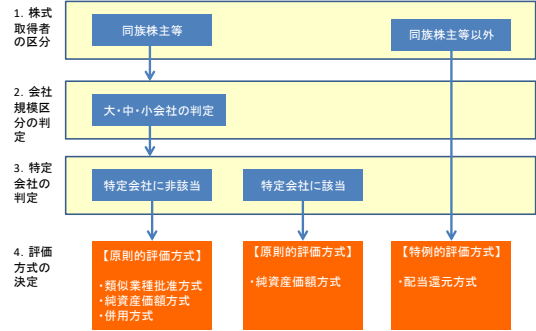
新FP講座

TFICS

Copyright © 2014tfics All rights reserved.

1

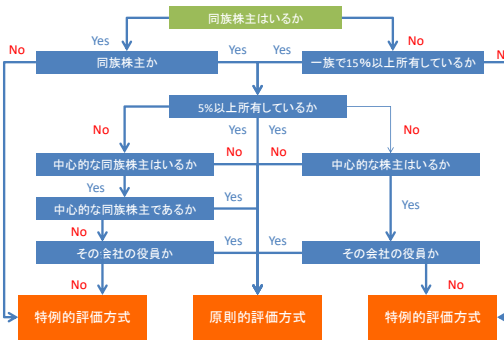
1. 取引相場のない株式評価の流れ



Copyright © 2014tfics All rights reserved.

2

2. 会社の評価方式の判定



Copyright © 2014tfics All rights reserved.

3

3. 評価方式と会社規模区分

評価方式の種類	
原則的評価方式	類似業種比準方式 評価会社と事業内容が類似する上場企業の株価、配当、利益、簿価純資産をベースに自社株を評価する方式
	純資産価額方式 所有資産の相続税評価額ベースの純資産価額により自社株を評価する方式
	上記2方式の併用方式 上記2方式の加重平均値により評価額を算出する方式
特例的評価方式	配当還元方式 2年間の配当実績値に基づき自社株を評価する方式

会社区分	評価方式
大会社	「類似業種比準価額」
	大 「類似業種比準価額 × 0.90 + 純資産価額 × 0.10」
	中 「類似業種比準価額 × 0.75 + 純資産価額 × 0.25」
中会社	小 「類似業種比準価額 × 0.60 + 純資産価額 × 0.40」
小会社	「類似業種比準価額 × 0.50 + 純資産価額 × 0.50」と「純資産価額」の低い方

Copyright © 2014tfics All rights reserved.

4

4. 類似業種比準方式

●類似業種比準方式の株価＝

$$\text{評価会社類似業種} = \frac{b}{A} \times \frac{c}{B} + \frac{3}{C} + \frac{d}{D} \times E \times \frac{1}{50} \text{ 株当たりの資本金等の額}$$

- A・・・類似業種の株価
- B・・・類似業種1株当たりの配当金額
- C・・・類似業種1株当たりの年利益金額
- D・・・類似業種1株当たりの純資産価額(帳簿価額によって計算した金額)
- b・・・評価会社の1株当たり配当金額
- c・・・評価会社の1株当たり利益金額
- d・・・評価会社の1株当たり純資産価額(帳簿価額によって計算した金額)

※ E = 斟酌率・・・大会社0.7, 中会社0.6, 小会社0.5

Copyright © 2014tfics All rights reserved.

5

5. 純資産価額方式

●純資産価額方式の株価＝

$$\frac{(A - B) - \{(A - B) - (C - D)\} \times 45\%}{E}$$

- A・・・課税時期現在の相続税評価額による総資産額
- B・・・課税時期現在の相続税評価額による負債額
- C・・・課税時期現在の帳簿価額による総資産額
- D・・・課税時期現在の帳簿価額による負債額
- E・・・課税時期現在における発行済株式数

Copyright © 2014tfics All rights reserved.

6

6. 配当還元方式

●配当還元方式の株価＝

$$\frac{\text{年配当金額}}{10\%} \times \frac{1 \text{株当たりの資本金等の額}}{50 \text{円}} \dots (A)$$

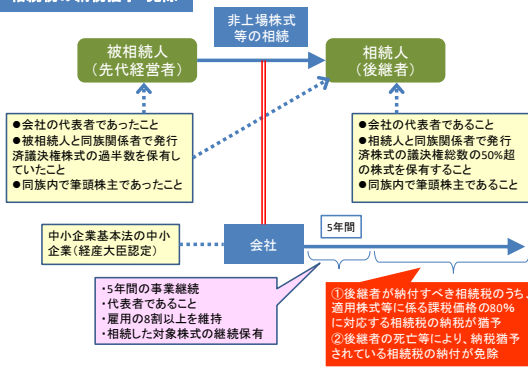
- 上記(A)の株価 < 原則的評価方式 の場合
⇒ 原則的評価方式

※ 年配当金額は1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の金額とする。また、年配当金額が2円50銭未満または無配当の場合は、年配当金額を2円50銭として計算。
※上記算式により算出した金額が、原則的評価方式によって計算した価額を超える場合は、原則的評価方式によって計算した価額とする。

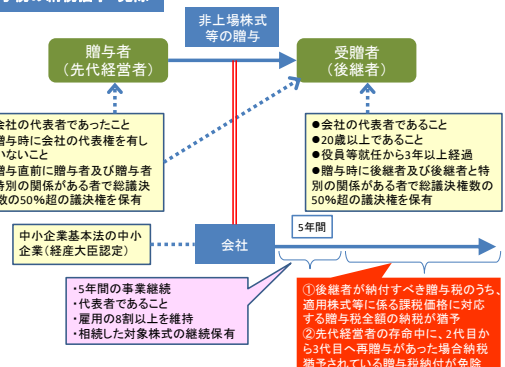
7. 自社株設計

自社株設計		具体的対策
① 株価準備	自社株評価の引き下げ	a. 類似業種比準価額の引き下げ b. 純資産価額の引き下げ c. 会社規模区分の変更 d. 特定会社に該当しないようにする
② 株数準備	自社株の生前移転	a. 後継者への生前移転 b. 自社株の移転に伴う課税関係 c. 相続時精算課税制度と自社株贈与 d. 自社株の移転先
③ 納税準備	納税資金の準備	a. 役員退職金等の活用 b. 生命保険の加入 c. 相続財産の売却 d. 会社自身が自己株式の取得 e. 自社株の物納 f. 株式公開

8. 相続税の納税猶予・免除



9. 贈与税の納税猶予・免除



10. 生命保険の課税関係

契約者・被保険者・受取人の関係	契約形態			税金の種類
	契約者	被保険者	受取人	
契約者と被保険者が同一	夫	夫	妻または子 妻または子	相続税
契約者と受取人が同一	夫	妻	夫	所得税及び 住民税
契約者・被保険者・受取人すべて異なる	夫	妻	子	贈与税

- 相続税・・・「みなし相続財産」として「50万円×法定相続人の数」が課税
- 所得税・・・一時所得「(受取った保険総額－支払った保険料総額－50万円)×1/2」
- 贈与税・・・税額が最も多くなるケース

11. 生命保険の活用

■ 相続人(子)に保険料負担ができない場合

